

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人番号					
事業年度	令和 令和	年	年	月	月
					日から 日まで

法人名					
-----	--	--	--	--	--

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3②又は③若しくは④	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る 期末の従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④	
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2④	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩) / 同表⑤	⑬	%
差引 ⑤-⑥	⑦						非課税事業をあわせて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は(⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧						国内における非課税事業に係る期末 の従業員数	⑭	人
再差引 ⑦-⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期 末の従業員数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩						/		
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係						法附則第9条第1項関係							
資本金等の額 別表5の2下表3③	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1②	⑲	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						法附則第9条第1項に係る額 ⑲×2	⑳					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る 控除	⑮						法附則第9条第4項から第7項関係						
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯						月数按分後の資本金等の額 別表5の2④又は(⑯-⑳)	㉑	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1③	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉒	/				
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	㉓	円				
仮計 ⑰+⑱	⑲						総資産価額	㉔	円				
⑰と⑲のいずれか大きい額	㉑						課税標準の特例に係る控除額 (㉑×㉒)又は(㉑×㉓/㉔)	㉕	兆	十億	百万	千	円

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2④	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期 末の従業員数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉑						期末の総従業員数	㉒	
差引 ⑳-㉑	㉒						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉒×㉓/㉔	㉓						国内における非課税事業又は収入金額 課税事業に係る期末の従業員数	㉔	人
控除額計 ㉑+㉓	㉕						国内における事務所又は事業所の期 末の従業員数	㉕	

※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
---------------	------	-----------	------	------

法人名	法人番号	令和 令和			年 年	月 月	日から 日まで
-----	------	----------	--	--	--------	--------	------------

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3②又は③若しくは⑤	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る 期末の従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④	
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑥) / 同表⑤	⑬	%
差引 ⑤-⑥	⑦						非課税事業をあわせて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑭/同表⑤) 又は(⑦×別表5の2の2⑮/同表⑫)	⑧						国内における非課税事業に係る期末 の従業員数	⑭	人
再差引 ⑦-⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期 末の従業員数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩						(斜線表示)		
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係					法附則第9条第1項関係								
資本金等の額 別表5の2下表3②	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1②	⑭	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑮						法附則第9条第1項に係る額 ⑭×2	⑯					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る 控除	⑰						法附則第9条第4項から第7項関係						
仮計 ⑬+⑮-⑰	⑱						月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑱-⑲)	⑳	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1②	⑲						課税標準の特例に係る控除割合	㉑					円
資本準備金の額	㉒						未収金の帳簿価額	㉓					円
仮計 ⑲+㉒	㉔						総資産価額	㉕					円
⑲と㉔のいずれか大きい額	㉖						課税標準の特例に係る控除額 (㉖×㉑)又は(㉖×㉓/㉕)	㉗	兆	十億	百万	千	円

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期 末の従業員数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉓						期末の総従業員数	㉒	
差引 ⑳-㉓	㉔						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉔×㉕/㉖	㉗						国内における非課税事業又は収入金額 課税事業に係る期末の従業員数	㉕	人
控除額計 ㉓+㉗	㉘						国内における事務所又は事業所の期 末の従業員数	㉖	